

岩手県人事委員会告示第2号

個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第23条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる個人情報
 情報を次のとおり定め、平成26年4月1日から施行し、口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成13年岩手県人事委員
 会告示第2号）は、同年3月31日限り、廃止する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

| 口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容 | | 口頭により開示請求をすることができる 期間 | 口頭により開示請求を することができる場所 |
|---------------------------|---|---|--------------------------|
| 事務の種類 | 開示する内容 | | |
| 職員採用Ⅰ種試験 | 第1次試験受験者（第2次試験受験者を除く。）にあつては第1次試験の得点、順位及び試験方法別得点、第2次試験受験者にあつては第1次試験の得点、順位及び試験方法別得点、第2次試験の得点及び試験方法別得点並びに総合得点及び総合順位 | 最終合格発表の日から起算して1月間（職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）第19条に規定する採用候補者名簿に記載された者にあつては、10月1日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）から起算して1月間） | 人事委員会事務局 |
| 職員採用Ⅱ種試験 | 〃 | 最終合格発表の日から起算して1月間 | 〃 |
| 職員採用Ⅲ種試験 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 警察官採用試験 | 〃 | 最終合格発表の日から起算して1月間（第1次試験不合格者で他都県を第2志望としている者については、警察官A採用試験にあつては1月4日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）、警察官B採用試験にあつては3月1日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）から起算して1月間） | 〃 |
| 職員採用選考（人事委員会が実施するものに限る。） | 第1次選考受考者（第2次選考受考者を除く。）にあつては第1次選考の得点、順位及び筆記考査の項目別得点、第2次選考受考者にあつては第1次選考の得点、順位及び筆記考査の項目別得点、第2次選考の得点及び筆記考査の項目別得点並びに総合得点及び総合順位（ただし、選考を2次に分けないで実施する場合にあつては、総合得点及び総合順位を開示するものとする。） | 最終合格発表の日から起算して1月間 | 〃 |